

2026 年 1 0 月 1 日

株式会社秋田銀行

「採用活動における行動指針」の制定について

株式会社秋田銀行（頭取 芦田 晃輔）は、採用活動において当行への就職を希望、検討される方（以下「求職者」という）の人格および尊厳等を尊重し、とりわけ就職活動におけるセクシュアルハラスメントをはじめとするハラスメントの防止を目的として「採用活動における行動指針」を制定しましたので、お知らせいたします。

当行は、求職者の皆さまが安心して就職活動を行っていただけるよう対応してまいります。

記

1 採用活動における行動指針および運用細則

別紙のとおりです。

2 制定日

2026 年 1 0 月 1 日（木）

（以 上）

(別 紙)

「採用活動における行動指針」

当行は、求職者の皆さまが安心して求職活動を行うことができる環境を提供することを重視しています。以下の方針に基づき、ハラスメントの防止に努めます。

1 ハラスメント防止の方針

採用活動におけるいかなる形式のハラスメント（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、不適切な質問や態度等）も許容しません。求職者の尊厳を尊重し、倫理的、かつ、公正な選考を行います。

また、求職者の皆さまが安心して面接や採用プロセスに臨むことができる環境を提供します。

2 ハラスメント防止体制の整備

ハラスメント防止に関する教育・研修を役員および全従業員に対して実施し、適切な対応が可能な体制を整備します。

3 公正な選考プロセス

求職者全員に平等な機会を提供し、適性・能力を基準に選考を行い、性別・人種・宗教・年齢・障がいの有無などにかかわらず、公正な評価を行います。

4 採用活動における行動指針

求職者との接触において、礼儀正しく、求職者を尊重して対応します。面談・面接を行う場合は、当行施設内や大学、もしくは第三者の目がある環境等適切な環境で実施します。

また、面談・面接は業務として実施し、業務外では行いません。不必要な接触や不適切な質問・態度を避けることを徹底します。

5 求職者との連絡方法

当行の公式メールアドレスや公式連絡先、社用携帯を通じて行います。個人の SNS アカウントやプライベートな連絡先を使用することは禁止します。

【採用活動等におけるハラスメント相談窓口】

ティーペック株式会社

電話番号：0120-571-053

電話受付時間：月・水・金・土・日 10:00～21:00

火・木 10:00～22:00

祝日、12月31日～1月3日はご利用いただけません。

採用活動における行動指針運用細則

1 目 的

本細則は「採用活動における行動指針」（以下「指針」という）に基づき、当行の採用活動におけるハラスメント防止に関する具体的な運用方法および手続きを定め、適正な運用を確保することを目的とする。

2 適用範囲

本細則は、採用活動に関わる役員および全従業員に適用する。

3 採用活動の範囲

本細則において「採用活動」とは、当行が行う採用に関連する面談・面接のことを指す。

4 職業理解および就業体験に関する活動への環境整備

会社説明会、OB・OG訪問、インターンシップおよび就業体験など採否判断に直結しない場面においても求職者、参加者が安心して参加できるよう、ハラスメント防止体制を整えるものとする。

5 面談・面接の場所・時間の指定

(1) 面談・面接場所の指定

面談・面接は、原則として営業店・本部等の面談・面接にふさわしい施設内の会議室で行い、不適切な飲食店、個室ブース、密閉空間など応募者が心理的負担を感じる場所での実施は禁止する。

オンラインにて実施する場合は、当行が指定する公式ツール（例：Z o o m等）を用いる。

(2) 面談・面接時間の設定

面談・面接は原則として銀行の営業時間内に実施する。学生の授業時間等に配慮し、やむを得ず上記時間外に予定する場合は、本人の同意を得たうえで実施する。ただし、夜間（19：00以降）や早朝（8：00以前）での実施は原則禁止とする。

6 連絡手段・SNSの利用に関するルール

(1) 公式連絡手段

求職者との連絡は会社の公式メールアドレス、公式電話または公式連絡用システムに限定し、個人のSNS・私的メール・個人携帯電話での連絡は禁止する。

(2) 禁止事項

- 個人のSNSアカウントの交換、フォロー、DM送信
- L I N E、I n s t a g r a m、X等での個人的なやり取り
- 求職者の投稿内容の監視や評価など、選考と無関係な用途でSNSを確認すること

7 面談・面接を行う際の規則

(1) 態度・接触に関する規則

不必要な接触、私的情報の過度な質問、求職者の尊厳を損なう言動は禁止する。

「礼儀正しく、求職者を尊重して対応する」ことを定めた指針第4項の内容を厳守する。

(2) 質問・会話に関する規則

以下の質問は禁止する。

- 恋愛・結婚、容姿、性別役割に関する質問
- 転居可否を除く居住状況、宗教・思想など、採用に無関係な事項
- プライベートに踏み込む内容
- 性的な言動、性的関心を示す発言その他不快感や威圧感を与える表現

8 ハラスメント発生時の対応

(1) 相談窓口

指針のとおりとする。

(2) 内容の確認

面談・面接、会社説明会、OB・OG訪問、インターンシップ等の実施に際して、ハラスメントに該当する行為が発生した場合、またはその疑いが生じた場合には、速やかに事実関係の確認を行う。

事実確認に際しては、求職者の意向および立場を十分に尊重し、心理的な負担や不利益が生じることのないよう配慮するとともに、関係者のプライバシーおよび秘密の保持に十分留意する。

(3) 再発防止

事案の内容および確認結果を踏まえ、必要があると認められる場合には、就業規則その他の規程に基づき、行為者に対して適切な措置を講ずるとともに、当該事実が確認できなかった場合においても、同様の事案が生じないよう再発防止に努めるものとする。

(4) 不利益な取扱いの禁止

相談等を理由とした不利益な取扱いは禁止する。

(以 上)